

短時間勤務服務規程

(総 則)

第1条 この規程は、就業規則第20条により勤務することを条件に採用された職員（以下、常勤職員）が、事情により一時的に就業規則第20条に規定する勤務を遂行することが出来なくなった際、その期間の勤務、服務について定めたものである。

(短時間職員の範囲)

第2条 短時間職員とは、常勤職員が一時的に短時間にて就労し、短時間対象期間終了後は、常勤職員として原職に復帰する職員を言う。

(短時間対象となる事由)

第3条 傷病（長期）欠勤ののち、医師により短時間勤務を勧告された職員。

② 公職につき、一定期間フル勤務を制限される職員。

③ 上記の他、理事長が特に必要と認めた職員。ただし、育児介護短時間勤務を希望する職員については、育児介護休業等に関する規則によるものとする。

(勤務時間)

第4条 4週を通じ8休が確保できるよう、シフト表により勤務することとする。この場合、1週間の勤務時間は4週を通じて、1週あたり20時間以上40時間未満の勤務シフトを組むこととする。

(賃 金)

第5条 短時間職員の賃金（基本給および地域手当、職務手当）については、定められた勤務時間数に比例して支給することとする。

② 賞与については、育児介護短時間勤務に基づき短時間勤務となる職員以外は、業績賞与は支給しない。

(期間の上限)

第6条 1年を上限とする。ただし、理事長の判断によりこの期間を延長する場合がある。

(プログラム)

第7条 短時間職員の就労計画作成にあたっては、本人の意向を配慮しながら、早期常勤復帰を目的に、出来るだけ勤務復帰が可能となるような就労プログラムを策定することとする。

② 所属職員の就労計画の作成は、施設長等が作成し、短時間職員本人と協議決定することとし、施設長等以上の職員の就労計画の作成は、常務理事が作成し、短時間職員本人と協議決定することとする。

- ③ 長期傷病休暇後の復帰にあたっては、主治医ならびに産業医の意見聴取を必須とする。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和2年4月1日から施行する。